

様式44

令和7年 1月 日

三重県知事

あて

|         |                  |
|---------|------------------|
| 医療法人の住所 | 三重県四日市市堀木二丁目4番5号 |
| 医療法人の名称 | 医療法人 慈多会         |
| 理 事 長 名 | 杉 本 浩 多          |
| 電 話     | 059 ( 352 ) 4780 |

## 決 算 届

令和5年11月1日から令和6年10月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

## [添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

## 事業報告書

(自 令和5年11月 1日 至 令和6年10月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人慈多会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 ( ☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり )
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市堀木二丁目4番5号
- (3) 設立認可年月日 令和3年10月20日
- (4) 設立登記年月日 令和3年11月 4日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種<br>類 | 施設の名称         | 施設の医療機関コード<br>又は介護事業所番号 | 開 設 場<br>所           | 許可病床数 |
|--------|---------------|-------------------------|----------------------|-------|
| 診療所    | 杉本眼科クリ<br>ニック | 2410215897              | 三重県四日市市堀木<br>二丁目4番5号 |       |

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| なし。     |         |     |

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

| 種 類 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|-----|---------|-----|
| なし。 |         |     |

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年12月19日

令和4年度決算の決定

令和6年10月24日

令和6年度事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし。

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし。

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし。

- (9) その他

様式 2

法人名 医療法人 慈多会  
所在地 三重県四日市市堀木二丁目 4 番 5 号

※医療法人整理番号 0718

財 産 目 録  
(令和 6 年 1 0 月 3 1 日現在)

|            |            |
|------------|------------|
| 1. 資 産 額   | 130,995 千円 |
| 2. 負 債 額   | 69,987 千円  |
| 3. 純 資 産 額 | 61,008 千円  |

(内 訳) (単位：千円)

| 区 分               | 金 額     |
|-------------------|---------|
| A 流 動 資 産         | 101,127 |
| B 固 定 資 産         | 29,868  |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 130,995 |
| D 負 債 合 計         | 69,987  |
| E 純 資 産 (C - D)   | 61,008  |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 慈多会  
所在地 三重県四日市市堀木二丁目 4 番 5 号

※医療法人整理番号 0218

貸 借 対 照 表  
(令和 6 年 1 0 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |         | 負 債 の 部      |         |
|---------------|---------|--------------|---------|
| 科 目           | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
| I 流 動 資 産     | 101,127 | I 流 動 負 債    | 24,942  |
| II 固 定 資 産    | 29,868  | II 固 定 負 債   | 45,045  |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 24,733  | (うち医療機関債)    |         |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 5,135   | 負 債 合 計      | 69,987  |
| 3 そ の 他 の 資 産 |         | 純 資 産 の 部    |         |
| (うち保有医療機関債)   |         | 科 目          | 金 額     |
|               |         | I 基 金        | 15,000  |
|               |         | II 利益剰余金     | 46,008  |
|               |         | (うち代替基金)     |         |
|               |         | III 評価・換算差額等 |         |
|               |         | 純 資 産 合 計    | 61,008  |
| 資 産 合 計       | 130,995 | 負債・純資産合計     | 130,995 |

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 慈多会  
所在地 四日市市堀木二丁目4番5号

※医療法人整理番号 0218

損 益 計 算 書  
(自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|
| I 事業損益     |         |
| A 本来業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 212,968 |
| 2 事業費用     | 208,764 |
| 本来業務事業利益   | 4,204   |
| B 附帯業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 0       |
| 2 事業費用     | 0       |
| 附帯業務事業利益   | 0       |
| 事業利益       | 4,204   |
| II 事業外収益   | 9,803   |
| III 事業外費用  | 0       |
| 経常利益       | 14,007  |
| IV 特別利益    | 0       |
| V 特別損失     | 0       |
| 税引前当期純利益   | 14,007  |
| 法人税等       | 3,163   |
| 当期純利益      | 10,844  |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 慈多会

理 事 長 杉本 浩多 殿

私は、医療法人慈多会の令和5会計年度(令和5年11月1日から令和6年10月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年12月16日

医療法人 慈多会

監 事 古郡 達之